

飲料輸送に係る取引環境の改善に向けた取組について

- トラック輸送時に商品（飲料）がダメージを受けた場合に、運送事業者がメーカーから、過重な負担を求められているとの報告があったことから、関係省庁で大手飲料メーカーからヒアリングを実施。
- 来年1月以降に、関係者や法律の専門家による研究会を設置し、法的な観点を含め、飲料輸送に係る適正な取引のあり方を議論し、業界関係者間のコンセンサス形成を図る。

運送事業者

- ① 飲料の輸送時（工場→倉庫）に、トラックの急ブレーキなどにより商品がダメージを受けた場合、周辺のダメージを受けていない商品まで求償されるなど運送事業者は飲料メーカーから、過重な費用負担を求められている。
- ② 補償した商品なので、自分で用途を決めたいが産業廃棄物として処理することを求められ、さらに、その費用も負担させられている。

飲料メーカー

- ① 軽度の被害の場合には箱を交換するだけ。ただし、急ブレーキなど強い衝撃があったと推測される場合には、周辺の商品も含めて欠品の損害見合い額の支払いや廃棄を求められることもある。（多くのメーカーは廃棄費用を自社負担。）
- ② 廃棄を求めるのは品質保証（炭酸漏れ等）のほか、横流し・安売り防止の観点。
- ③ ダメージの有無の判断基準は、メーカーによって、客観的な判断基準があるところとないところがある。
- ④ 小売側の厳しい検品が川上（工場→倉庫）の商品管理に影響している可能性が否定できない。

○飲料輸送に係る取引改善に向けた研究会〔仮称〕の設置

【構成メンバー】 農水省、経産省、国交省、公取委、飲料メーカー、運送事業者、法律専門家 等

【内容】 飲料配送に係る取引環境の改善に向けた業界関係者間のコンセンサスの形成を図る。